

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747</a>

新聞報道コメント

北米才一課長

「自治省の復興対策室、と9記事の...」

44.10.11  
米北一

10月5日付沖縄夕日(朝刊)の記事  
「自治省の復興対策室、22年返還に取組む」

(別添資料(1)参照)

と9記事に用い自治省大臣官庁企画室(沖縄  
担当) 謝訪事務官の照会(12.2.3  
275)

要旨の通り。(新聞調査官の依然企画  
に居るため)

記

本件記事の全体的な傾向記事は、自治省と12月  
現在も、沖縄復興対策室に設置した

考えであるが、本件に用い省内上層部は確認  
(たか、275の事実の...と9記事)。

たか、沖縄夕日自治省の出入り記事、本件  
記事の出所が何処か、同省でも疑問に思われる。

# 自治省に復帰対策室

## 72年返還に取り組む

### まず行財政の一体化を

【東京】自治省は十月の臨時閣議で、沖縄復帰の七二年返還に向けた具体的な方針が閣議決定された。復帰準備の中心は、行政府の一体化と地方自治の推進にある。復帰準備は、まず行財政の一体化を推進する。復帰準備の中心は、行政府の一体化と地方自治の推進にある。復帰準備は、まず行財政の一体化を推進する。

### 市町村合併、税制を一元化

自治省は復帰準備の進展を促すため、復帰後の市町村合併と税制の一元化を推進する。復帰後の市町村合併は、まず行財政の一体化を推進する。復帰準備の中心は、行政府の一体化と地方自治の推進にある。復帰準備は、まず行財政の一体化を推進する。

復帰後の市町村合併と税制の一元化を推進する。復帰準備の中心は、行政府の一体化と地方自治の推進にある。復帰準備は、まず行財政の一体化を推進する。

北米第一課長

行政機構調査団 12-2-2

45.1.26  
米北1

1月24日付読賣(月刊)の報ず、「沖縄行政  
機構と実情、2日、調査団派遣、9記事に

関し、本件経緯のとおりに参考すべし。  
(別添)

記

1. 本件調査団の派遣は2-2-2、昨年12月  
総理府の通報あり。(各省庁関係官の

派遣は必要なく、調査結果の報告を徴す  
ことと報告回答すべし)、本年1月9日行政  
(別紙参照)

部会におき、来2月上旬日派遣すこと  
各省庁了承したものとす。

2. 調査団は2-2-2、(1)、環球政府の調査

GA 6

外務省

事務の分離(昨年来総理府の中心と2-2-2  
作成した調査団の調査資料と、実態

と9-7を合せに行はす)及び(2)、環球  
政府公務員の給与の実態調査のため。

GA-6

外務省

各種調査の  
12-2-2

講義 (月刊) 1回  
4.1.24

# 沖繩行政機構を点検

## 復帰に備え 15省庁合意 二日に調査団派遣

政府は来月一日から一週間の日程で、行政庁など十五省庁の担当からなる琉球政府行政機構等調査団を沖縄へ派遣し、沖縄の行政機構の組織と運営の実態について、あらゆる角度から総点検する。

この調査は昨年十一月も薩摩・沖縄を地方公共団体としての「沖縄県」のもと、政府の出先機関と成して沖縄へ送るのほが初め

事務、各種計画調査など国が地方へ委任する事務、保健行政など県としての地方公共団体が行なうべき随時事務を委託し、また琉球政府と市町村との事務の配分も、本土とはかなり違った形式で運営されている。このため、本土復帰の際、過渡的な混乱が起きるという懸念から、総理府が幹事役になり、行政庁はじめ大蔵、運輸、建設、労働、厚生、通商、文部、農林、自治、郵政、法務、防衛、警察の十五省庁で合同調査するものである。

朝日新聞 三月二十六日 第二版

## 繊維交渉 業界説得は難 中小業者なお

昭和二十六年三月二十五日、政府は繊維交渉を断念し、自給自足に方針を転換し、外支の均衡を目的として、重要物資の配分を行なうこととした。この方針は、繊維業界に与える影響は甚大である。繊維業界は、従来から輸入に依存していたものが、急に自給自足を求められることになる。このため、業界はもとより、中小業者も大きな打撃を受けることになる。政府は、この状況を打開するために、繊維業界と中小業者の間で交渉を行うこととした。しかし、交渉はなかなか進捗しない。業界側は、自給自足の達成には、多くの設備投資が必要と主張している。一方、政府側は、自給自足の達成は、国家の安全と経済の自立のために不可欠であると主張している。このように、双方の主張が一致しないまま、交渉は膠着状態にある。

社会労働司法務及び地位安定局長の建議を以て、繊維交渉の断念が決定された。この断念は、繊維業界に大きな打撃を与えることになる。業界側は、断念に対しては、遺憾を述べつつも、政府の決定には従う方針を示している。しかし、断念による自給自足の達成には、多くの設備投資が必要と主張している。一方、政府側は、断念による自給自足の達成は、国家の安全と経済の自立のために不可欠であると主張している。このように、双方の主張が一致しないまま、交渉は膠着状態にある。

十五日午後三時、首相官邸で復興庁長官の原案(文)を決定し、閣議で承認された。復興庁長官の原案(文)は、復興庁の組織、業務、予算、人事、法制、教育、文化、産業、経済、社会、福祉、環境、交通、情報、通信、観光、スポーツ、青少年、高齢者、障害者、外国人、国際協力、海外協力、国際機関、国際会議、国際交流、国際協力基金、国際協力基金助成金、国際協力基金助成金等に関する事項を規定するものである。

# 政府原案全文 沖縄復帰対策大綱

一、沖縄復帰の目的は、我が国の領土と主権を回復し、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進し、沖縄の住民の生活水準を向上させることにある。

二、沖縄復帰の時期は、沖縄の経済、社会、文化の発展が十分に進捗したときとする。

三、沖縄復帰の準備は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための施策を実施することとする。

四、沖縄復帰の費用は、国庫負担と沖縄の負担とを分担することとする。

五、沖縄復帰の法制は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための法律を制定することとする。

六、沖縄復帰の教育は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための教育を実施することとする。

七、沖縄復帰の文化は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための文化事業を実施することとする。

八、沖縄復帰の産業は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための産業政策を実施することとする。

九、沖縄復帰の経済は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための経済政策を実施することとする。

十、沖縄復帰の社会は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための社会政策を実施することとする。

十一、沖縄復帰の福祉は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための福祉政策を実施することとする。

十二、沖縄復帰の環境は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための環境政策を実施することとする。

十三、沖縄復帰の交通は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための交通政策を実施することとする。

十四、沖縄復帰の情報通信は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための情報通信政策を実施することとする。

十五、沖縄復帰の観光は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための観光政策を実施することとする。

十六、沖縄復帰のスポーツは、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するためのスポーツ政策を実施することとする。

十七、沖縄復帰の青少年は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための青少年政策を実施することとする。

十八、沖縄復帰の高齢者は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための高齢者政策を実施することとする。

十九、沖縄復帰の障害者は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための障害者政策を実施することとする。

二十、沖縄復帰の外国人は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための外国人政策を実施することとする。

二十一、沖縄復帰の国際協力は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力政策を実施することとする。

二十二、沖縄復帰の国際機関は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際機関政策を実施することとする。

二十三、沖縄復帰の国際会議は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際会議政策を実施することとする。

二十四、沖縄復帰の国際交流は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際交流政策を実施することとする。

二十五、沖縄復帰の国際協力基金は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力基金政策を実施することとする。

二十六、沖縄復帰の国際協力基金助成金は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力基金助成金政策を実施することとする。

一、沖縄復帰の目的は、我が国の領土と主権を回復し、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進し、沖縄の住民の生活水準を向上させることにある。

二、沖縄復帰の時期は、沖縄の経済、社会、文化の発展が十分に進捗したときとする。

三、沖縄復帰の準備は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための施策を実施することとする。

四、沖縄復帰の費用は、国庫負担と沖縄の負担とを分担することとする。

五、沖縄復帰の法制は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための法律を制定することとする。

六、沖縄復帰の教育は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための教育を実施することとする。

七、沖縄復帰の文化は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための文化事業を実施することとする。

八、沖縄復帰の産業は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための産業政策を実施することとする。

九、沖縄復帰の経済は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための経済政策を実施することとする。

十、沖縄復帰の社会は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための社会政策を実施することとする。

十一、沖縄復帰の福祉は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための福祉政策を実施することとする。

十二、沖縄復帰の環境は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための環境政策を実施することとする。

十三、沖縄復帰の交通は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための交通政策を実施することとする。

十四、沖縄復帰の情報通信は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための情報通信政策を実施することとする。

十五、沖縄復帰の観光は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための観光政策を実施することとする。

十六、沖縄復帰のスポーツは、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するためのスポーツ政策を実施することとする。

十七、沖縄復帰の青少年は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための青少年政策を実施することとする。

十八、沖縄復帰の高齢者は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための高齢者政策を実施することとする。

十九、沖縄復帰の障害者は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための障害者政策を実施することとする。

二十、沖縄復帰の外国人は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための外国人政策を実施することとする。

二十一、沖縄復帰の国際協力は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力政策を実施することとする。

二十二、沖縄復帰の国際機関は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際機関政策を実施することとする。

二十三、沖縄復帰の国際会議は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際会議政策を実施することとする。

二十四、沖縄復帰の国際交流は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際交流政策を実施することとする。

二十五、沖縄復帰の国際協力基金は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力基金政策を実施することとする。

二十六、沖縄復帰の国際協力基金助成金は、沖縄の経済、社会、文化の発展を促進するための国際協力基金助成金政策を実施することとする。